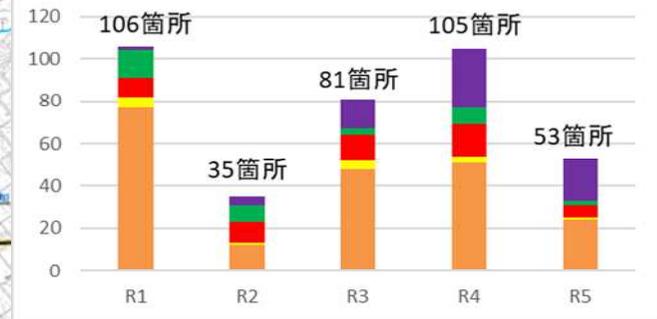


令和5年度 肝属川水系 不法投棄箇所マップ

肝属川水系不法投棄箇所数(年度別)



肝属川左岸19K450(家庭ゴミ)



肝属川左岸17K220(家庭ゴミ)



肝属川右岸5K450(ピン類)



串良川左岸0K720(電気機器等)



肝属川右岸13K260(大根)



始良川左岸2K430(家庭ゴミ)



高山川左岸4K850(ジャガイモ)



肝属川右岸3K610(空き缶・ペットボトル)

家庭ゴミ	●	24
電気機器	●	1
粗大ゴミ	●	6
資材	●	2
その他	●	20
計		53

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます

- 河川法施行令第16条の4
3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条

きもつきがわ
きれいな肝属川が好きだから



肝属川をきれいにするために、地域の方々が活動しています。

約1,000名が参加（令和6年度）



鹿屋市肝属川クリーン作戦
（鹿屋市）

129名が参加（令和6年度）



串良川クリーン作戦
（東串良町商工会・鹿屋市串良町商工会）

約100名が参加（令和6年度）



始良川クリーン作戦（河川愛護会）



稚アユの放流
（河川愛護会）



もつとる作戦（FMかのや）